

いよいよ10月から マイナンバー制度が始まります!!

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことで、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は10月5日から施行されます。



マイナちゃん

マイナンバー導入による3つのメリット

マイナンバーの導入によって、
次の3つのメリットがあります。

公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

行政の効率化

行政手続きが正確で早くなる

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に!

年金や福祉などの各種申請時に必要な書類が省略できるようになります。

みなさんにマイナンバーを通知します

- 10月中旬以降、みなさんの住所地に簡易書留にてマイナンバー「通知カード」が郵送されます。
- 「通知カード」は世帯ごとにまとめて、「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送られます。



(イメージ)

大切にしてください!! 「マイナンバー」と「通知カード」

- ①提供を求めることができるもの(国の行政機関や地方公共団体、勤務先など)以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないとされています。
- ②マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしましょう。
- ③マイナンバーが記載されている通知カードは、大切に保管してください。